

## 自転車活用の推進に向けた有識者会議 設立趣意書

自転車は、環境に優しい交通手段であり、災害時の移動・輸送や国民の健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するものであることから、環境、交通、健康増進等が重要な課題となっている我が国においては、自転車の活用の推進に関する施策の充実がますます重要となっている。

このため、本年5月1日に自転車活用推進法が施行され、自転車の活用について、政府として総合的・計画的に推進することとするとともに、自転車活用推進本部及び自転車活用推進関係府省庁連絡会議が創設したところ。

今後、自転車活用推進関係府省庁連絡会議において、自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な措置を定めた自転車活用推進計画の検討を進めることとしており、その検討に際して、自転車の活用の推進に関し高い見識を有する学識経験者等の幅広い意見を踏まえることとしたところ。

このため、自転車活用推進法に定める基本理念及び基本方針に即した自転車活用推進計画が策定されるよう、自転車活用推進関係府省庁連絡会議の下に、「自転車の活用促進に向けた有識者会議」を設置し、自転車活用の推進にかかる様々な課題について専門的見地から意見を聴取することとする。

なお、有識者会議の事務局は、自転車活用推進本部事務局に置くものとする。